

## 定期監査(工事監査)結果報告

### 第1 監査の対象

- 1 平成 25 年度 社会資本整備総合交付金(スマート IC 関連整備)事業 (市)須部灰の木線道路改良工事(その 2)
- 2 平成 25 年災 林道施設災害復旧事業 林道地八吉沢線災害復旧工事

### 第2 監査の期間

平成 26 年 6 月 27 日から平成 26 年 8 月 26 日まで

### 第3 監査の方法

平成 26 年度において施工中の工事から 2 件を抽出し、その計画、設計、施工等が、適切かつ効率的に執行されているか工事関係書類を審査するとともに、工事現場の現地調査を行った。

なお、工事の適正性、安全管理に対する適切な執行等に関する書類審査及び現地調査を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その意見を参考とした。

### 第4 監査の結果等

- 1 平成 25 年度 社会資本整備総合交付金(スマート IC 関連整備)事業 (市)須部灰の木線道路改良工事(その 2)

(1) 工事担当課

土木部 北土木整備事務所

(2) 進捗率

48.0% (平成 26 年 7 月末日現在)

(3) 工事の目的、背景等

市道須部灰の木線は、浜松市北区都田町を横断する延長 2.2km の一級市道である。

当工事は、この区間の内、未施工区間 142m を拡幅するものである。

当路線は、スマート IC が設置されている浜松 SA と都田地区を結ぶアクセス道路として、加えて、フルーツパークをはじめとする周辺観光施設へのアクセス道路としての役割が期待されているが、現道は幅が狭く、車両の対面通行が困難で、円滑な通行ができない状況である。

当該工事により、地域住民及び観光客の利便向上を図るものである。

(4) 工事の概要

工 事 場 所	浜松市北区都田町地内
工 事 概 要	施工延長 L = 142m ブロック積み A = 71 m <sup>2</sup> アスファルト舗装 A = 1,293 m <sup>2</sup>
請負契約金額	19,691,700 円(当初) 20,254,320 円(変更)
請 負 人	宮崎建設株式会社
契 約 日	平成 25 年 12 月 3 日
工 期	平成 25 年 12 月 4 日から平成 26 年 3 月 10 日(当初) 平成 25 年 12 月 4 日から平成 26 年 3 月 27 日(第 1 回変更) 平成 25 年 12 月 4 日から平成 26 年 12 月 19 日(第 2 回変更)
契 約 方 法	制限付一般競争入札

(5) 設計・契約・施工等の状況

- ア 現地発生土を工事内での流用及び他工事へ流用することで、およそ 200 万円のコスト削減を図っている。
- イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。
- ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。
- エ 入札及び契約関係書類は、適正に整備されている。
- オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。
- カ 施工状況はおおむね良好であり、問題となる施工は見当たらない。また、安全管理も適切に行われている。

(6) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

**2 平成 25 年災 林道施設災害復旧事業 林道地八吉沢線災害復旧工事**

(1) 工事担当課

産業部 天竜農林事務所

(2) 進捗率

68.0% (平成 26 年 7 月末日現在)

(3) 工事の目的、背景等

平成 25 年台風第 18 号の影響により、林道終点から 2.6km 付近に架設したコンクリート橋が橋台の洗掘により落橋し被災した。そのため、林道が交通不能になっているため、早期復旧を行うことにより当地域の森林経営の早期安定を図ることを目的としている。

(4) 工事の概要

工事場所	浜松市天竜区佐久間町浦川地内
工事概要	施工延長 L = 31.0m 橋梁工 V = 344.6 m <sup>3</sup> 法面保護工 A = 65.3 m <sup>2</sup> 舗装工 A = 74.7 m <sup>2</sup>
請負契約金額	39,480,000 円(当初) 43,956,000 円(変更)
請負人	赤堀産業株式会社
契約日	平成 26 年 2 月 18 日
工期	平成 26 年 2 月 19 日から平成 26 年 3 月 27 日(当初) 平成 26 年 2 月 19 日から平成 26 年 9 月 30 日(変更)
契約方法	制限付一般競争入札

(5) 設計・契約・施工等の状況

- ア 既設構造物の撤去により発生したコンクリート殻を袋詰め玉石工として、護岸工の洗掘防止に使用するなど、コスト縮減を図っている。
- イ 設計基準は、根拠が明確であり適切である。
- ウ 積算は、適正な単価が採用されており、数量の根拠も明確である。
- エ 入札及び契約関係書類は、適正に整備されている。
- オ 施工管理、品質管理、施工監理は、おおむね適正に行われている。
- カ 施工状況はおおむね良好であり、問題となる施工は見当たらない。また、安全管理も適切に行われている。

(6) 監査の結果

監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、軽易な事項については、その都度、関係者に改善等を指示したので、記述を省略した。

## 第5 定期監査(工事監査)の結果に基づく意見について

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出します。

### 土木部

#### 北土木整備事務所

平成25年度 社会資本整備総合交付金(スマートIC関連整備)事業 (市)須部灰の木線道路改良工事(その2)

本工事の工期については、建設発生土を他工事の現場に流用する計画であったが、搬出先の工事が遅れた結果、長期間(約9か月)延長している。

工事の施工に際し、不測の事態が生じたときは、代替の対処方法を検討し、適正な工程管理に努められたい。